又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出四国八十八箇所霊場と遍路道の世界文化遺産登録に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出総理の言う「戦後レジーム」の意味に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出我が国の「単回使用医療機器（ＳＵＤ）」再使用検討の現状及び今後の国の施策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出自動車用エアバッグガス発生器の火薬類取締法上の扱いに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出土砂災害警戒区域等の指定をされた学校施設の安全対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出小児がんに対する重粒子線治療への公的医療保険適用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出いわゆるバイオシミラーに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出働き方改革に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員本村賢太郎提出地方警察官の増員に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十九年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

報告書受領

六月二十日内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

又同日内閣を経由して日本銀行総裁黒田東彦から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

参　議　院

臨時国会召集要求書送付

六月二十二日議長は、議員小川敏夫外七十一名から内閣総理大臣宛の次の臨時国会召集要求書が提出されたのでこれを内閣に送付した。

臨時国会召集要求書

先の通常国会で安倍政権は、参議院において、中間報告という極めて強引かつ強権的な方法で、国民の不安が根強い「共謀罪」法案の成立を強行した。これは良識の府・再考の府である参議院を軽んじる暴挙であり、断じて容認できない。その上、森友学園・加計学園に関する国民の疑念について、説明責任を全く果たさず、逃げるように国会を閉会した。

安倍総理は閉会後の記者会見において、「真摯に説明責任を果たしていく」と述べたが、現実には安倍政権は閉会中の予算委員会等の開会を拒否し、安倍総理の言葉がまったくの口先だけであることを証明するような対応に終始している。

国民に広がる政治不信を解消するためには、国会が国民の負託に応え、疑惑の真相解明に取り組むことが不可欠である。

よって、日本国憲法第五十三条及び国会法第三条に基づき、民進党・新緑風会、日本共産党、希望の会（自由・社民）及び沖縄の風に所属する参議院議員は、速やかに臨時国会を召集するよう強く求める。安倍内閣は徒に臨時国会召集を先送りすることのないよう、重ねて要請する。

平成二十九年六月二十二日

代表者　小川　敏夫
山下　芳生
福島みずほ
糸数　慶子
他六十八名

足立信也外六十七名連名

内閣総理大臣　安倍　晋三殿

臨時国会召集要求書送付通知

六月二十二日本院事務総長から衆議院事務総長宛、本院議員小川敏夫外七十一名から臨時国会召集要求書が提出されこれを内閣に送付した旨通知した。

皇室事項

信任状捧呈式

六月二十二日午前十時四十五分、宮中において、新任本邦駐在インドネシア国特命全権大使アリフィン・タスリフの信任状捧呈式を行われた。

六月二十二日午前十一時十五分、宮中において、新任本邦駐在ネパール国特命全権大使プラティヴァ・ラナの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、ルクセンブルク国の国祭日につき、六月二十二日同国大公殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年6月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年6月26日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

記

改正された日本工業規格

絶縁用保護具・防具類の耐電圧試験　Ｔ8010

方法

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成29年6月26日　福岡地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成29年7月24日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　福岡地方裁判所
2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反
3　被告人氏名　笹川　雄平
4　公判期日　平成29年8月15日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
平成29年領第1526号　符号1
金地金1塊
同号　符号3
金地金1塊
同号　符号7
金地金1塊